

介護カエル
～介護・福祉にかかる政策提案～
【暫定版】



作成：菅原直敏&チーム SUGAWARA

はじめに

この政策集の目的は、介護・福祉にかかる諸課題を解決する為の政策を世間に提案し、その解決をまず現場レベルから目指すことです。

少子高齢化の急速な進行により、日本は世界で最も高齢化率の高い成熟した国となりました。一方で、社会保障費は増大し、国と地方の財政や経済に大きな影響を及ぼしています。また、介護の現場は疲弊し、「老老介護」「高齢者虐待」「介護職離れ」など様々な問題を現場レベルでも抱えています。増加する認知症者も大きな課題です。

「介護」について誰もが問題意識や危機感を持っていますが、残念ながら妙薬は見つかっていません。しかし、多くの有権者は妙薬を求め、政治家も政党も現状を脇に置き妙薬を提供することに努力してきました。その結果、日本の財政の健全化も社会保障制度の持続可能性も非常に厳しい状況になっています。

「持続可能な社会保障制度」と「財政の健全化」又は「経済の再生」という、相反するベクトルは、言わば「コインの裏表」であり、折り合いをつけるのが非常に難しい難題ですが、この難題に真正面から国民も政治も向き合わなければ、そう遠くない将来に日本は崩壊をしてしまうのではないかという危機感を私は持っています。

そこで、今回は社会保障制度の中でも最も急伸している分野である「介護」を中心として、諸課題を解決する為の「政策」を提案する挑戦を行っています。財政が厳しい中、単に「ヒト・モノ・カネを求める要望」では立ち行かないため、「カネよりまずアタマ使う政策」が必要であると私は考えています。そしてこの取り組みを私は「介護を政策する」と表現しています。

今回、この政策集を作成するにあたっては、私自身の介護職としての「現場の視点」と「専門職の知見」を最大限に活用すると同時に、介護福祉士・社会福祉士・ケアマネジャー・医師・看護師・行政職員などの専門職から構成される「チーム SUGAWARA」の多大なるご尽力を頂きました。

但し、介護を政策する取り組みは想像以上に難航しました。私が現職の議員でないことも影響し、私が過去に作成した「議会改革 50 の提案」のように詳細な踏査やデータ収集ができなかったためです。ただ、チーム全体で出てきたアイデアは非常に機智富んだものばかりです。

そこで、2015年統一地方選挙という1つの区切りを迎えるにあたり、「介護を政策する」取り組みの大まかな理念や方向性を示した「暫定版」をここに提示します。暫定版ではありますが、多くの議員や候補者の皆さんが介護・福祉にかかる政策を作るヒントにもなりますし、中には既に活用可能な項目も多くあります。是非、それぞれの立場で活用して頂けたらと思います。

今後、私が統一選に当選することができたならば、この暫定版の理念・方向性を踏まえチーム SUGAWARA の助力も頂きながら、徹底した踏査とデータ収集の下に「完成版」を提示していきたいと思いをします。

平成 27 年 3 月 吉日

菅原 直敏

内容

第1章	カエルその1～「私達の意識」～まず、私達が変わる	6
1.	住民～まず、私達が変わる～	6
①	住民の認知症への理解の促進	6
②	住民の介護技術の向上	6
2.	当事者～高齢者は世界の宝～	7
③	当事者の社会参画の促進	7
3.	地域～結局はお互い様～	7
④	共助の仕組み	7
第2章	カエルその2～「介護者の意識」～みんなが生きる介護現場	8
4.	事業者～脱介護保険制度～	8
⑤	社会福祉法人改革	8
⑥	事業者のコンプライアンスの徹底	8
5.	実践者～尊厳のある働き方～	8
⑦	介護職のキャリアアップ支援	8
⑧	介護職の待遇改善	9
6.	家族～本当に幸せな生き方を求めて～	9
⑨	死生観に対する議論の喚起	9
7.	議会～現場に理解のある議会へ～	10
⑩	議員による自己研鑽の促進	10
8.	役所～多様性を許容できる役所へ～	10
⑪	職員への啓発活動の推進	10
9.	制度～持続可能な制度を目指して～	11
⑫	規制の積極的緩和	11
⑬	社会保障制度改革	11
第4章	カエルみらい～「世間の常識」～介護立国ニッポン	12
10.	人材～世界の介護OJT現場・日本～	12
⑭	介護人材育成の推進	12
11.	産業～世界の介護インフラを掌握せよ～	12
⑮	介護産業の活性化	12
12.	その他～介護・福祉アラカルト～	13
⑯	介護革新者への集中投資	13
⑰	幼老統合ケアの推進	13
⑱	障害・難病等に対する理解の促進	13
⑲	その他	13

第1章 カエルその1～「私達の意識」～まず、私達が変わる

全ての政策の基本は、当事者である私達の意識を変えることにあります。自助の精神を持った住民が増えることにより初めて共助が機能し、公助は真に必要な人達に重点配分ができます。

1. 住民～まず、私達が変わる～

① 住民の認知症への理解の促進

⇒住民が「認知症」に対する基本的な理解を身につけることで、認知症者を地域で支え合える社会を目指します。

【具体的政策例】

- ・ **多世代・多職種の認知症サポーターの取得促進**…小学生から高齢者まで世代を問わず、また様々な職業の方々にまんべんなく認知症サポーターになってもらえるように、各種団体・事業所及びサークル等に出前講座をするなど、あらゆる手段を尽くします。
- ・ **キャラバンメイトの増員**…キャラバンメイト養成研修の開催要件(都道府県及び政令市)の緩和し、研修回数を増やします(神奈川県は年1回)。

② 住民の介護技術の向上

⇒住民が「介護」に対する基本的な知見や技術を身につけることで、「自助」「共助」の取り組みを促進します。

【具体的政策例】

- ・ **初等～高等教育における介護教育の促進**…普通教育課程であっても、最低限の介護の知識・技術を習得できるようにします。
- ・ **多種多様な介護への学習機会の創出**…社会人の人達が介護の知識・技術について学べる多種多様な場を創出していきます。

2. 当事者～高齢者は世界の宝～

③ 当事者の社会参画の促進

⇒被介護者や認知症者を「支えられる側」としてのみ捉えるのではなく、それぞれの強みを生かし、社会参画を促していきます。

【具体的政策例】

- ・ **審議会等への認知症当事者の参画**…介護や認知症にかかる計画等を策定する際に、認知症の当事者が参画する機会を設けます。
- ・ **高齢者、認知症者の仕事作り支援**…高齢者や認知症者が各々の状況に応じて仕事に関われる仕組みを促進します。
- ・ **住民を助けられ上手を増やす**…本来支援を受けるべき人が受けられるようなかわりを地域・や行政が持てるようにします。

3. 地域～結局はお互い様～

④ 共助の仕組み

⇒住民同士が支え合う「共助」の取り組みを促進することで、「公助」の負担を減らします。

【具体的政策例】

- ・ **認知症カフェの促進**…身近な地域に認知症カフェ(又は地域の支え合いの仕組み)ができるようにします。
- ・ **徘徊できる街づくり**…認知症者が徘徊し易い街づくりをめざします。

第2章 カエルその2～「介護者の意識」～みんなが生きる介護現場

「高い離職率」「高齢者虐待」等、介護の現場は疲弊しています。家族であろうと労働者・事業者であろうと、みんなが前向きに生き生き介護に取り組める環境を目指します。

4. 事業者～脱介護保険制度～

⑤ 社会福祉法人改革

⇒日本の福祉において中心的な役割を果たしてきた社会福祉法人に敬意を表しつつ、制度の悪用については厳しく対応してきます。

【具体的政策例】

- ・ **社会福祉法人への天下りの制限**…行政との法人の癒着を助長するような天下りを制限し、行政と社会福祉法人の適切な距離感を保てるようにします。
- ・ **社会福祉法人と親族企業の癒着の禁止**…社会福祉法人と理事長等の親族企業との不適切な契約等を禁止します。

⑥ 事業者のコンプライアンスの徹底

⇒事業者の不正への管理監督を徹底し、優良な事業者が増える取り組みを促進します。

【具体的な政策例】

- ・ **お手盛り介護への監督、罰則強化**…利用者本位のケアプランの作成を事業者が疎外しないように監督や罰則を強化します。
- ・ **優良事業所への表彰制度**…優良な事業所が増える取り組みを推進します。

5. 実践者～尊厳のある働き方～

⑦ 介護職のキャリアアップ支援

⇒介護職員が、仕事をしながらキャリアアップをし易くする為に、資格制度等のあり方を見直します。

【具体的政策例】

- ・ **資格制度の整理、簡素化**…複雑な資格取得ルートを整理・簡素化し、国民及び資格受験者・保有者の為になる形に順次直していきます。
- ・ **資格制度における天下りや既得権の排除**…資格制度における国民の利益にならない天下りや団体及び既得権を打破します。
- ・ **介護職の職域拡大**…現場のニーズに即して、医療等他分野の専門職の職域を介護職が実施可能にしていきます。

⑧ 介護職の待遇改善

⇒厳しい労働環境で働かざるを得ない介護職が少なくなく、これらが離職率の向上等につながっていることも踏まえ、全ての介護職員が人間的な労働環境で働けることを目指します。

【具体的政策例】

- ・ **事業者への労働基準法遵守徹底**…事業者が労働基準法を遵守するように仕向ける取り組みを行います。
- ・ **介護職員への労働基準法への理解の促進と不正通報環境の整備**
…現場職員が労働基準法や労働者の基本的な権利について理解する啓発を行い、また不正が起こった時に対応できる環境を整備します。

6. 家族～本当に幸せな生き方を求めて～

⑨ 死生観に対する議論の喚起

⇒「人の生き方」のあり方についてタブーを恐れず議論します。

第3章 カエルその3～「公共の意識」～金でなく頭を使う

少子高齢化に伴う社会保障費の増大と財政の悪化は表裏の関係です。従って、単に「ヒト・モノ・カネを求める要望」ではなく「カネよりもアタマ使う政策」が必要です。公に関わる人達の意識改革から始めます。

7. 議会～現場に理解のある議会へ～

⑩ 議員による自己研鑽の促進

⇒法・制度を決定する立場にある議員の中に、介護・福祉に関する基本的な知見を持つものを増やすことで、介護にかかる諸問題へより迅速かつ的確に対応できるような議会を目指します。

【具体的政策例】

- ・ **介護議連の発足**…介護・福祉にかかる議員連盟又は勉強会を議会内に作ります。
- ・ **議員の認知症サポーター養成講座の取得促進**…可能な限り多くの議員が認知症サポーターになるようにします。
- ・ **議員の介護職員初任者研修取得の促進**…専門的な知見を持って議論をできる議員を増やします。

8. 役所～多様性を許容できる役所へ～

⑪ 職員への啓発活動の推進

⇒制度を設計し、運用する立場である職員の中に、介護・福祉に関する基本的知識を身につけて頂き、また現場を経験した人材を積極的に活用していくことで、より現場に即した行政運営をできる役所を目指します。

【具体的政策例】

- ・ **職員の認知症サポーターの取得推進**…全職員が認知症サポーターになることを目指します。
- ・ **幹部職員の介護職員初任者研修の取得推進**…より多くの職員が

介護・福祉への専門的な知見を持って職務にあたるようにします。

- ・ 「介護・福祉人材」の公民交流促進…介護・福祉にかかる部署の人材の流動性を高めます。

9. 制度～持続可能な制度を目指して～

⑫ 規制の積極的緩和

⇒介護者による革新的な取り組みを促す為に、生命・財産に関わる規制以外は積極的に緩和または撤廃します。

【具体的な政策例】

- ・ **特区の活用**…特区を活用し、介護にかかる先進的な取り組みを促進します。
- ・ **多様な介護手法の促進(小規模多機能居宅型介護等)**…常に現場の革新的アイデアや取り組みが生かされるように、行政が後押しします。
- ・ **公営住宅における「支え合い」モデル事業の実施**…公営住宅において様々な世代や人が共生できるモデルを構築します。

⑬ 社会保障制度改革

⇒社会保障制度を持続可能なものとするために、抜本的な改革が必要です。

第4章 カエルみらい～「世間の常識」～介護立国ニッポン

少子高齢化に伴う諸課題は日本にとって非常に厳しい試練です。しかし、今後世界の多くの国々も超高齢社会に向かうことを考えると、この逆境を好機と捉えていくことも可能です。地球上で最先端の課題を解決した国が世界のリーダーシップを握ることも可能だからです。「世間の常識」ひっくり返し「介護立国ニッポン」を目指していきます。

10. 人材～世界の介護OJT現場・日本～

⑭ 介護人材育成の推進

⇒世界で最も高齢者の割合が多い日本では、介護・福祉にかかる高度な知見を持った人材を育成する環境が整っているとの見方もできます。従って、この人の育成に着目した施策を推進します。

【具体的な政策例】

- ・ **世界の介護人材を育成する教育機関の創出**…日本が介護・福祉にかかる先進的かつ中心的な役割を担えるような世界的教育機関の創出を目指します。
- ・ **日本の介護人材の国際化及び海外輸出**…世界の高齢化に併せて、日本の介護・福祉人材を海外で生かせるようにします。
- ・ **世界(特にアジア)の優秀な人材の留学・就労受け入れ**…将来の世界の介護・福祉を担っていくリーダー級の人達の育成を日本で積極的に行えるようにします。

11. 産業～世界の介護インフラを掌握せよ～

⑮ 介護産業の活性化

⇒産業として「介護」を捉えると、その市場規模は今後日本以外でも急伸していくことが想定されます。その際、世界の介護産業の中核を日本が担えるようにしていきます。

【具体的政策例】

- ・ **介護ロボット等の開発・研究促進**…介護ロボットの開発等、介護産業が促進する取り組みを行います。
- ・ **認知症克服への研究の推進**…認知症克服の為の技術革新を促進します。

12. その他～介護・福祉アラカルト～

⑩ 介護革新者への集中投資

⇒介護業界では若手を中心に革新的なアイデアを持って介護の改革に取り組む人間が増えてきています。このような人材の取り組みを後押ししていきます。

⑪ 幼老統合ケアの推進

⇒高齢者福祉・保育さらには障害者福祉等の行政の縦割りに捉われず、「人を支える」という視点で福祉の施策を進めていきます。

⑫ 障害・難病等に対する理解の促進

⇒認知症への国民の関心の高まりを、障害や難病等の理解へも向くようにしていきます。

⑬ その他

⇒その他、本政策集の理念・目的に合致した政策を順次考え進めます。